

## 第 1 回ワーキングチームの主な指摘事項と子どもの権利擁護についてのガイドラインにおける取組

### 1. 意見表明の支援

	第 1 回ワーキングチームの主な指摘事項	(参考) 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン※の該当部分
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの側に立って、意見表明支援を行う仕組みが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見表明を支援する「<b>子ども意見表明支援員</b>」を配置</li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養育にいる子どもだけではなく、児童相談所が面接を行う子ども、子どもや他機関が措置等を必要と考える子どもを対象とすることが必要</li> <li>・措置・解除の意向聴取・考慮等により、子どもへの保護・措置に関する過程における子どもの参画が求められる</li> <li>・養育形態に応じた支援の仕組みも論点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の支援に関わる全ての子ども（支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む）</li> </ul>
支援者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立性があり、専門性のある民間団体への委託が望ましい</li> <li>・訓練を受けた支援者、弁護士等の専門家が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人・個人（独立性確保のため、外部委託を基本）</li> <li>・備えるべき資質（子どもの権利に関する認識、子どもとの信頼関係とコミュニケーションを築く能力）</li> <li>・支援者への研修</li> <li>・守秘性</li> </ul>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの権利、制度等の説明や、関係機関への周知が必要</li> <li>・児童福祉司が、子どもの最善の利益を考えて、現状や選択肢を説明した上で、意見を聴くことが必要</li> <li>・信頼関係の構築が大きな課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等を巡回し、窓口・仕組みを説明</li> <li>・子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ</li> <li>・権利擁護調査員の照会・調査への同席等</li> <li>・権利擁護部会で、子どもの意見表明を支援</li> </ul>

## 2. 権利擁護

	第1回ワーキングチームにおける主な指摘事項	(参考) 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン※の該当部分
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの苦情等を受けて審査し、調査・調整、権利侵害からの救済や、政策提言を行う機関が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉審議会に、子どもの権利擁護を調査、審議する「<b>子ども権利擁護部会</b>」を設置</li> <li>※部会には、子ども権利擁護調査員を配置</li> </ul>
申立できる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子ども・代理人及び関係機関等とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の支援に関わる全ての子ども及び関係機関</li> </ul>
審議機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からの独立性が必要。子どもの権利に精通し、子どものために活動できる者をトップを議会承認を得て決定すべき</li> <li>・調査者は、委員や委員会がその能力を適切と認めた専門家とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉審議会 子ども権利擁護部会               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 委員：子どもの権利擁護に専門的知識・経験を有する者</li> <li>▶ 子ども権利擁護調査員：調査権限、委員からの業務の監督指示等</li> <li>▶ 事務局：部会の庶務</li> </ul> </li> </ul>
権利擁護の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別救済は、調整を第一とし、意見具申、勧告まで行い、フォローアップも行うべき</li> <li>・制度について、自治体に提言、勧告が出せるようにすべき</li> <li>・都道府県の機関、代替養育の場、学校等（他自治体の機関を含む）が調査等を受け入れることを法的に担保すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の権利救済等               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子どもの意見表明等を受け付け</li> <li>▶ 権利擁護調査員が確認・調査</li> <li>▶ 部会の審議（必要に応じて、子どもからの意見聴取等）</li> <li>▶ 関係行政機関への意見具申</li> <li>▶ 対応の確認、子どもへの対応結果の報告</li> </ul> </li> <li>・意見表明権の啓発、自治体の理解・体制整備、子どもへの周知等</li> </ul>

## 3. その他権利擁護

	第1回ワーキングチームにおける主な指摘事項	(参考) 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン※の該当部分
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの苦情等を受けて審査し、調査・調整、権利侵害からの救済や、政策提言を行う機関が必要（再掲）</li> <li>・審議会等の政策策定への子ども・経験者の参画が必要</li> <li>・権利擁護の状況を監督し、政策提言を行う国内人権機関が必要</li> </ul>	

※「平成30年子ども・子育て支援推進調査研究事業 子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体によって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 平成31年3月）をもとに事務局で作成。